

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)	
15	15	13	10	3	8	4	11	14	0	2	2	0	1	13	1	1
富山県	富山市	○	○				○	○							○	各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助
富山県	高岡市	○	○		○	○	○	○						○		
富山県	魚津市	○	○	○	○	○		○						○		
富山県	氷見市	○	○		○	○	○	○						○		
富山県	滑川市	○	○		○		○	○						○		
富山県	黒部市	○	○		○		○	○						○		
富山県	砺波市						○	○						○		
富山県	小矢部市	○	○	○			○	○						○		
富山県	南砺市									○	各学校に対して制度を書面で周知			○		
富山県	射水市	○						○		○	就学時健康診断の案内に、お知らせと申請書を同封			○		
富山県	舟橋村	○						○				○				
富山県	上市町	○			○		○	○						○		
富山県	立山町	○	○				○	○						○		
富山県	入善町	○	○		○		○	○						○		
富山県	朝日町	○	○	○	○	○	○	○						○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)									
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)			
15	15	11	0	3	0	0	0	1	1	8	
富山県	富山市	○								援助対象となる年間収入の目安額を記載	
富山県	高岡市	○		○						入学式や各学期末の保護者会等、機会があるごとに案内のチラシの配布。市役所の市民課や子ども・子育て課等手続きに来庁した場合で就学援助に該当しそうな保護者を学校教育課へ案内するよう連携を図る。英語、ポルトガル語の案内等を作成。	
富山県	魚津市										
富山県	氷見市	○									
富山県											
富山県	滑川市			○						子ども課においても、児童扶養手当の受給等で来庁された方へ就学援助制度について周知している。	
富山県	黒部市	○								児童扶養手当受給手続きの際に制度の案内を行っている。	
富山県	砺波市	○									
富山県	小矢部市	○									
富山県	南砺市			○							
富山県	射水市							○	在校生は学校に提出、就学予定者は学校又は教育委員会に提出(どちらとも申請者のみ提出)	・外国語の申請書(英語)と案内(英語、中国語、ポルトガル語)を作成 ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・就学時健康診断時及び進級時には、毎年すべての児童生徒の保護者に対してお知らせと申請書を配布	
富山県	舟橋村	○									
富山県	上市町	○									
富山県											
富山県	立山町	○								周知用リーフレットの文言の工夫、読みやすい文字の大きさ	
富山県	入善町	○								平易な文面を使用。対象となる年間所得の目安額を記載。申請書の簡易化。わかりやすい記入例を作成。制度案内のチラシに当町のマスコットキャラクターを使用。	
富山県											
富山県	朝日町	○								・就学援助の案内文書に、援助対象となる年間所得の目安額や援助の各費目などを記載している。 ・転入者には就学援助制度の説明を行っている。	

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																							
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																							
		＜中学校＞																							
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるものの全てに○）				(6) エの内容		
		ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討していない。	エ. その他 →(2)		ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える。支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。		エ. その他 →(6)	
15	15	15	0	0	0	0	15	0	0	0	1	0	0	0	1	3	0	10	0	0	0	0	0	0	
富山県	富山市	○					○											○							
富山県	高岡市	○					○											○							
富山県	魚津市	○					○									○									
富山県	氷見市	○					○									○									
富山県	滑川市	○					○											○							
富山県	黒部市	○					○											○							
富山県	砺波市	○					○											○							
富山県	小矢部市	○					○											○							
富山県	南砺市	○					○				○														
富山県	射水市	○					○									○									
富山県	舟橋村	○					○											○							
富山県	上市町	○					○											○							
富山県	立山町	○					○											○							
富山県	入善町	○					○								○										
富山県	朝日町	○					○											○							

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)						4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								
		(1) 当てはまるもの1つに○						(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するものを全てに○)																			(4) ソ、タ又はチを回答した場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項		
																											ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定			ウ. 相談があった場合に個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中
15	15	1	2	10	1	1	2	11	11	10	7	7	11	2	4	6	6	4	3	4	4	5	0	9	0	1	14	0	1	2		
富山県	富山市			○																		○							1.2			
富山県	高岡市			○																									1.2			
富山県	魚津市			○																									1.2			
富山県	水見市	○										○	○	○	○	○	○	○	○	○									1.2			
富山県	滑川市			○								○	○	○	○	○	○	○	○							○						・特別支援教育就学奨励費の支弁区分の決定に用いる収入額・需要額調書を作成し、収入額/需要額<1.0となる世帯 ・教育委員会が特に援助を必要と認めるもの
富山県	黒部市			○								○	○	○	○			○											1			
富山県	砺波市			○								○	○	○											○				1.2			
富山県	小矢部市		○									○	○	○									○						1.2			
富山県	南砺市			○								○	○	○					○					○					1.2			(3)の要件に該当するほか、チにおいて1.2倍未満であることを要する
富山県	射水市		○									○	○	○										○					1			
富山県	舟橋村			○																					○				1.2			
富山県	上市町			○																					○				1.1			
富山県	立山町			○								○	○													○			1.2			
富山県	入善町					○						○	○	○	○	○	○								○				1			
富山県	朝日町			○								○	○	○	○	○	○	○	○	○									1.2			令和3年度中途から要綱、規則、内規を策定・改訂し、生活保護の基準額の1.2倍以下から特別支援就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の1.2倍以下に変更する予定。

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		4. (3)で ソ、タを回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応									令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)でイを回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)でアを回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(4)エの内容・補足事項	
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)		
15	15	3	2	2	2	2	1	0	0	0	15
富山県	富山市	○				○					10%未満
											10%未満
富山県	高岡市		○	平成25		9					10%未満
富山県	魚津市		○	平成25		8					10%未満
富山県	氷見市										10%未満
											10%未満
富山県	滑川市										10%未満
											10%未満
富山県	黒部市										10%未満
富山県	砺波市										10%未満
富山県	小矢部市	○					○				15%未満
富山県	南砺市										10%未満
											10%未満
富山県	射水市										10%未満
富山県	舟橋村										10%未満
富山県	上市町										10%未満
											10%未満
富山県	立山町										10%未満
											10%未満
富山県	入善町										10%未満
											15%未満
富山県	朝日町	○				○					15%未満

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																												
		(1) 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																												
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項				
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他					
15	15	15	0	0	0	3	3	3	12	12	0	15	0	0	0	3	3	3	12	12	0	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	7	4	4	0	3	3	3	0	0	0	12				
富山県	富山市	○							○	11,630		○							○	51,060											○				○	22,690	2,900					医療費は実績なし				
富山県	高岡市	○							○	11,520		○							○	51,060		○	○	64,860							○	○		1,549								【通学用品費】2～6年生に定額支給2,250円/年 【宿泊を伴う校外活動費】R2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため宿泊学習の実施は無し 【医療費】R2年度は実績無し				
富山県	魚津市	○							○	11,640		○							○	51,110		○	○								○	○	2,663													
富山県	氷見市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0							○			2,663		○	21,890	0					体育実技用具費、通学費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費は実績なし			
富山県	滑川市	○							○	13,230円 2～6学 年 15,500円		○							○	51,060																										
富山県	黒部市	○							○	11,630		○							○	51,060																							・オンライン学習通信費は令和3年度新設 ・令和2年度は学校給食費の無償化を半年間実施したため、例年より支給額が少ない ・校外活動費(宿泊を伴うもの)は令和2年度実績なし ・オンライン学習通信費は、令和3年度から新設			
富山県	砺波市	○							○	11,630		○							○	51,060																										
富山県	小矢部市	○							○	11,630		○							○	51,060																								郊外活動費(宿泊を伴うもの)：令和元年度実績 オンライン学習通信費：令和3年度新設		
富山県	南砺市	○							○	11,630		○							○	51,060																									生徒会費は実績なし	
富山県	射水市	○							○	11,630		○							○	51,060											○				○	21,890	21,890								支給平均額については、令和3年度予算に計上した単価を入力した。	
富山県	舟橋村	○							○	11,640		○							○	51,110																										
富山県	上市町	○				○	11,640	11,640				○			○	51,110	51,110																												・学用品費には通学用品費代を含む ・令和2年度は宿泊を伴う校外活動費の実績なし ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応のため、修学旅行及び宿泊学習等を中止しており、修学旅行費、宿泊有の校外学習費では実績なし。宿泊を伴わない校外学習も例年より実施回数や規模が小さく、支給人数も少なくなっているため、金額が小さい。オンライン学習通信費は令和3年度新設のため、令和2年度の実績なし。なお、町内小学校では生徒会費(児童会費)を徴収しておらず、支給は0円となった。	
富山県	立山町	○							○	16,500		○							○	51,060											○	○	0													
富山県	入善町	○				○	11,630	11,630				○			○	51,060	51,060				○	○	0								○	○	3,374													通学費 対象項目であるが実績がないため0とした 医療費 対象項目であるが実績がないため0とした
富山県	朝日町	○				○	11,630	11,630				○			○	51,060	51,060				○	○	0																							・校外活動費、クラブ活動費は令和2年度においてコロナの影響で実施なしのため支給無し(通年、上限額まで実費で対応) ・学校給食費は令和2年度のみ無償化されたので支給無し(年間実費50,600円を支給) ・医療費は無償化のため支給無し ・通学費は実績なし

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																														
		(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																														
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										補足事項						
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他							
15	15	15	0	0	0	3	3	3	12	12	0	15	0	0	0	3	3	3	12	12	0	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	5	5	0	9	9	9	0	0	0	12				
富山県	富山市	○							○	22,730		○								○	60,000											○				○	70,000	10,455							医療費の実績はなし 【体育実技用具費】柔道着購入費の上限額7,570、剣道防具一式購入費の上限額52,380円 【通学用品費】2・3年生に定額支給2,250円/年 【宿泊を伴う校外活動費】R2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため宿泊学習の実施は無し 【医療費】R2年度は実績無し			
富山県	高岡市	○							○	22,510		○								○	60,000		○	○	24,280							○	○	7,857											令和2年度は修学旅行、校外学習(宿泊を伴うもの、伴わないもの)を中止したため、実績なし			
富山県	魚津市	○							○	22,740		○								○	60,000		○									○	○	0											通学費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費は実績なし			
富山県	氷見市	○							○	22,730		○								○	60,000		○	○	0							○			0	○	60,910	0										
										1学年 25040円 2～3学 年 27310円																																						
富山県	滑川市	○							○			○								○	60,000											○				○	60,910	11,968										
富山県	黒部市	○							○	22,730		○								○	60,000											○				○	60,910	27,268								・校外活動費(宿泊あり)は令和2年度支給実績なし ・オンライン学習通信費は令和3年度新設 ・学校給食費については小学校同様半年間無償化		
富山県	砺波市	○							○	22,730		○								○	60,000											○				○	60,910	7,619								・校外活動費(宿泊を伴うもの)は令和2年度実績なし ・オンライン学習通信費は、令和3年度から新設		
富山県	小矢部市	○							○	22,730		○								○	60,000											○				○	60,910	60,300								修学旅行費:令和元年度実績 郊外活動費(宿泊を伴うもの):令和元年度実績 オンライン学習通信費:令和3年度新設		
富山県	南砺市	○							○	22,730		○								○	60,000											○				○	60,910	40,784										
富山県	射水市	○							○	22,730		○								○	60,000											○				○	60,910	60,910								支給平均額については、令和3年度予算に計上した単価を入力した。		
富山県	舟橋村	○							○	22,740		○								○	57,980																										・学用品費には通学用品費を含む ・令和2年度は修学旅行費及び宿泊を伴う校外活動費費の実績なし	
富山県	上市町	○				○	22,740	22,740				○			○	57,980	57,980																○				○	50,000	0									
																																															令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応のため、修学旅行及び宿泊学習等を中止しており、修学旅行費は代替旅行経費分を支給、宿泊有の校外学習費は実績なし。オンライン学習通信費は令和3年度新設のため、令和2年度の実績なし。	
富山県	立山町	○							○	26,500		○								○	60,000											○	○	6,175														通学費 対象項目であるが実績がないため0とした 修学旅行費 令和2年度はコロナで未実施のため令和元年度実績とした 校外活動費(宿泊有) 令和2年度はコロナで未実施のため令和元年度実績とした 医療費 対象項目であるが実績がないため0とした
富山県	入善町	○				○	22,730	22,730				○			○	60,000	60,000				○	○	0									○	○	86,897														・校外活動費は令和2年度においてコロナの影響で実施なしのため支給なし(通年、上限額まで実費で対応) ・学校給食費、医療費は無償化のため、支給無し ・通学費は実績なし
富山県	朝日町	○				○	22,730	22,730				○			○	60,000	60,000				○	○	0									○	○	13,802														

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
15	15	1
富山県	富山市	
富山県	高岡市	
富山県	魚津市	
富山県	氷見市	
富山県	滑川市	
富山県	黒部市	
富山県	砺波市	
富山県	小矢部市	
富山県	南砺市	
富山県	射水市	
富山県	舟橋村	
富山県	上市町	
富山県	立山町	
富山県	入善町	5.(2)の回答について 入善町では準要保護の認定要件の1つとして、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書を参考に、収入額が 需要額の1.0倍以下の世帯としている。生活保護基準を参照していないため空欄とした。
富山県	朝日町	